

千葉県地域再犯防止推進モデル事業

概要及びスケジュール

千葉県地域再犯防止推進モデル事業（3か年事業）

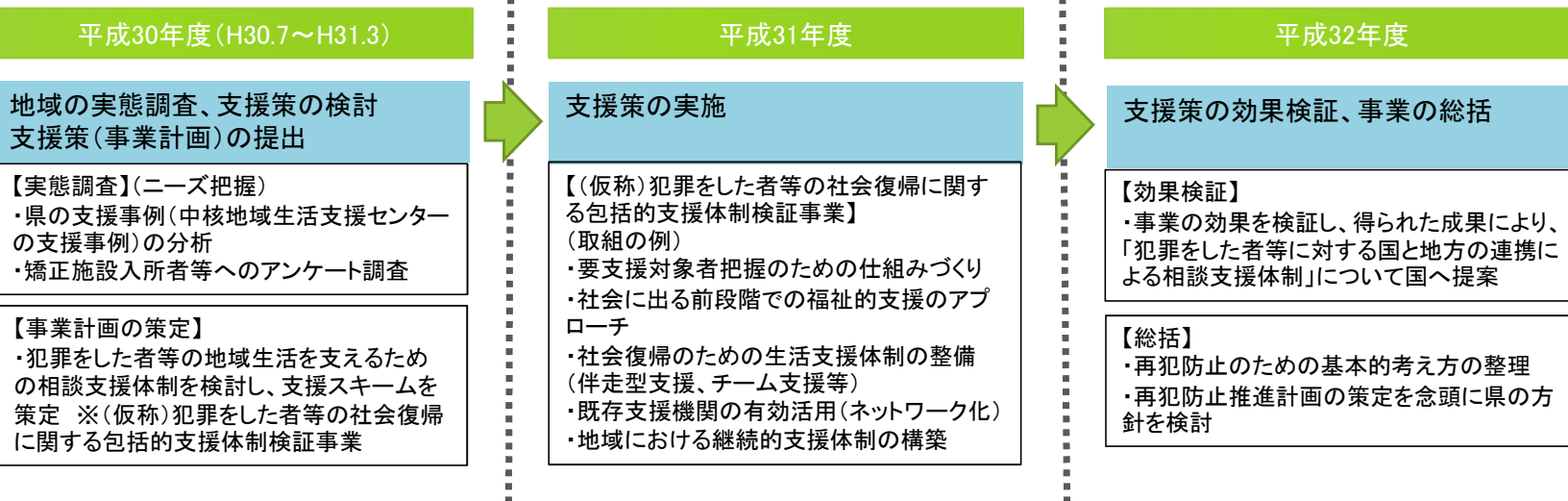
○平成29年に国が策定した「再犯防止推進計画」を踏まえて実施される、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討する「地域再犯防止推進モデル事業」（法務省新規事業）へ応募

千葉県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、犯罪をした者を対象とした支援事例が年間数十件に及んでいる。

これら現在の更生保護施策のもとにおいてもそのニーズを把握しきれず、「地域にこぼれ落ちる者」の再犯の防止に資するため、矯正施設出所後の地域生活支援体制の構築が必要（国、県、地域のネットワークによる切れ目のない生活支援の必要性）



犯罪をした者等が矯正施設等の出所後から、安定した地域生活を送ることができるまでの国、県、地域のネットワークによる生活支援のあり方を検討し、得られた成果をもとに国への提案の実施及び計画策定に向けた県方針を決定



3か年通期の事業推進体制((仮称)千葉県再犯防止推進協議会)

千葉保護観察所、千葉地方検察庁、矯正施設(千葉刑務所、八街少年院)、更生保護施設(千葉県帰性会)、自立準備ホーム、千葉県保護司会連合会、千葉県就労支援事業者機構、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、住宅支援機関、市町村(千葉市、船橋市、柏市)、学識経験者(大学教授、弁護士)、県(健康福祉指導課、雇用労働課、住宅課)、千葉県警察本部

【拡大協議会】
同左に加え、千葉労働局、県機関(知事部局関係課、教育庁関係課)

犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業フロー図

<p>①【関係機関会議】</p> <p>保護観察所、地方検察庁、矯正施設、保護司、県、相談支援専門機関（中核地域生活支援センター及び地域生活定着支援センター）</p>	<p>【支援コーディネート機関】</p> <p>各地域の中核地域生活支援センター（政令市・中核市は総合相談支援機関）</p> <p>※既存の社会資源を活用</p>	<p>【地域の分野別支援機関】</p> <p>市町村、保護司、更生保護施設等、就労支援団体、居住支援団体 その他地域の分野別支援機関</p> <p>※既存の社会資源を活用</p>
<p>② 支援対象者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象者 ・満期出所者 ・起訴猶予者 など <p>※ これらの者からの千葉県に帰住を希望する者の抽出</p>		
<p>③ 本人同意（個人情報を含む支援同意）</p>		
<p>④ アセスメント、支援方針の決定（帰住希望先地域の中核センター等に関係機関会議に加えて検討）</p>		
<p>⑤～⑦</p> <p>必要に応じて、地域における支援チームに対するスーパーバイズ（不調の場合は、支援方針の再構築を実施）</p>	<p>⑤ 支援方針に基づく支援機関との調整（帰住希望先地域の中核センターがケース会議を主催、市町村の参加必須）</p>	<p>⑥ 地域における支援チームの構築（地域において主体的にかかわる機関の決定、キーパーソンの決定）</p> <p>※ キーパーソン：地域で支援対象者の身近な相談相手となる者（家族、雇主、施設管理者、保護司等）</p>
<p>⑧ 支援対象者の生活安定後は、キーパーソン、市町村のバックアップ</p>	<p>⑦ 支援チームによる生活支援の実施（住居、就労、就学、日常生活、医療、居場所、その他の福祉サービス等）</p>	
<p>⑨ 支援終了の判定、案件の整理分析、報告例の作成</p> <p style="text-align: center;">支援 終 結</p>		<p>⑧ 支援対象者の生活安定後は、支援対象者、キーパーソンを市町村がフォローアップ</p> <p style="text-align: center;">継 続 支 援</p>

千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会設置要綱

平成30年11月 1日制定

平成31年 4月 1日改正

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく再犯の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域再犯防止推進モデル事業の施行に関すること。
- (2) その他再犯防止等の推進に関すること。

(委員の選任)

第3条 協議会の委員は、別表の関係機関等が選任する者をもって充てる。ただし、学識経験者については、健康福祉部健康福祉指導課長が選任することとし、県関係機関については、その職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は、選任の日から、平成33年3月31日までとする。

(組織)

第4条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、協議会の議事を進行する。

(会議)

第5条 協議会は、健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し開催する。

- 2 健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 委員が協議会に出席した場合は、行政機関から選任された委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は健康福祉部健康福祉指導課に置く。

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

種別	関係機関・団体等の名称
更生保護団体	更生保護施設（(更法) 千葉県婦性会）
	自立準備ホーム（(一社) ひまわり会）
	千葉県保護司会連合会
	（特非）千葉県就労支援事業者機構
相談支援機関	中核地域生活支援センター（(特非) 長生・夷隅地域のくらしを支える会）
	地域生活定着支援センター（(特非) 生活サポート千葉）
	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会委員（(一社) 千葉県宅地建物取引業協会）
	千葉県弁護士会
学識経験者	千葉大学大学院社会科学研究院 教授 後藤 弘子
	千葉県医師会 細井 尚人
行政機関	千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉刑務所
	八街少年院
	千葉市保健福祉局地域福祉課
	船橋市福祉サービス部地域福祉課
	柏市保健福祉部社会福祉課
	千葉県健康福祉部長
	千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
	千葉県商工労働部雇用労働課長
	千葉県県土整備部都市整備局住宅課長
	千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課長

オブザーバー	千葉少年鑑別所
	東京矯正管区更生支援企画課
	市原刑務所
	市原学園